

平成 3 1 年 第 3 回

印西市教育委員会定例会会議録

平成 3 1 年 3 月 1 9 日 (火)

平成31年第3回印西市教育委員会定例会会議録

日時：3月19日(火)午後2時

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告第1号

平成30年度印西市教育委員会児童・生徒表彰について

日程第 5 議案第1号

平成31年度印西市の教育施策について

日程第 6 議案第2号

印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 7 議案第3号

印西市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について

日程第 8 議案第4号

印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 9 議案第5号

印西市スポーツ推進委員規則の廃止について

日程第10 議案第6号

印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について

日程第11 議案第7号

印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

日程第12 議案第8号

印西市立小学校及び中学校の学校医の委嘱について

日程第13 議案第9号

印西市立小学校及び中学校の管理校医の委嘱について

日程第14 議案第10号

印西市立小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱について

日程第15 議案第11号

印西市立小学校の学校薬剤師の委嘱について

日程第16 議案第12号

印西市学校問題対策指導員の委嘱について

日程第17 議案第13号

印西市青少年問題協議会委員の任命について

日程第18 議案第14号

印西市社会教育委員の委嘱について

日程第19 議案第15号

印西市社会教育指導員の委嘱について

日程第20 議案第16号

印西市家庭教育指導員の委嘱について

日程第21 議案第17号

印西市文化財審議会委員の委嘱について

日程第22 議案第18号

印西市公民館運営審議会委員の委嘱について

日程第23 議案第19号

平成30年度末教職員人事の内申について

日程第24 その他

4. 閉 議

5. 閉 会

教育長及び出席委員(4名)

	教 育 長	大 木 弘
1 番	教育長職務代理者	大 野 忠 寄
2 番	委 員	寺 田 充 良
3 番	委 員	鈴 木 裕 枝

欠席委員(1名)

4 番	委 員	栃 尾 知 子
-----	-----	---------

説明のため出席した職員(6名)

教 育 部 長	山 崎 正 之
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	土 屋 茂 巳
学 務 課 長	坂 木 武 伸
指 導 課 長	鈴 木 祥 仁
生 涯 学 習 課 長	飯 島 伸 一
スポーツ振興課長	鈴 木 福 松

職務のため出席した職員(3名)

教育総務課課長補佐	小 那 木 康 淳
-----------	-----------

教 育 総 務 課
総 務 係 係 長 吉 林 由 美 子

教 育 総 務 課
総 務 係 主 任 主 事 浅 野 嘉 人

(14時00分)

(開会の宣告)

教 育 長

それでは、最初にまずご報告申し上げます。

本日の定例会に際しまして、栃尾委員から欠席の届け出がありましたので、お知らせをいたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、定足数につきましては、委員の過半数となっておりますので、ご報告いたします。

ただいまより、平成31年第3回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(開議の宣告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。

(会議の非公開、日程の変更)

教 育 長

会議の公開について伺います。

日程第23 議案第19号「平成30年度末教職員人事の内申について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項、並びに印西市教育委員会会議規則第12条第1項の規定に該当することから、会議を非公開とすることを提案いたしますが、異議ございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし

教 育 長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

それでは、日程第23 議案第19号は非公開といたします。

また、当該議案につきましては傍聴人等にご退席願いますことから、印西市教育委員会会議規則第10条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、日程第24 その他の後に繰り下げたいと思いますが、異議ございませんか。

各 委 員

異議なし

教 育 長

ありがとうございます。異議なしと認めますので、議事日程についてはそのようにさせていただきます。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、2番、寺田委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

お手元の資料に従いまして、教育長報告を行います。

経過報告でございます。

2月25日月曜日、印西ライオンズクラブよりランドセルカバーの贈呈式がございまして、市長室で同席をしております。

3月に入りまして、5日火曜日、平成30年度印西市教育委員会児童・生徒表彰式が市役所で開催されました。これについては、1回目の漏れ者と新たに表彰に該当した生徒もおりまして、実施したものでございます。

7日木曜日、千葉県立印旛明誠高等学校卒業式に参列をしております。

9日土曜日、市民アカデミー卒業式及び修了式が中央公民館であり、出席をしております。

11日月曜日、スポーツ推進審議会が市役所で開催されました。

12日火曜日、中学校の卒業式が市内9校で挙行されまして、出席をしております。委員の皆様にも出席をしていただきまして、ありがとうございます。

14日木曜日、校長目標申告教育長面接が市役所であり、出席をいたしました。

15日金曜日、小学校卒業式が市内20校の学校で挙行されました。委員の皆様にもご出席をいただきまして、ありがとうございました。

19日火曜日、第3回教育委員会定例会が現在市役所で開催されております。

行事予定でございます。

3月20日水曜日、学校適正配置審議会が市役所で開催されます。

23日土曜日、本埜第一小学校閉校式が同校で挙行されます。それに引き続いて、本埜第二小学校閉校式が同校で挙行されます。

24日日曜日、宗像小学校の閉校式が同校で挙行されます。

3校の閉校式には委員の皆様にもご出席をいただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

27日水曜日、平成30年度末教職員辞令交付式が四街道市で開催され、出席をしております。

同日ですが、平成30年度末教職員人事異動に伴う辞令伝達式が大森小で挙行されます。委員の皆様にもご出席をいただきたいと思います。

29日金曜日、これは市の職員派遣辞令交付式、そして教職員辞令交付式、退職辞令交付式が市役所で挙行されます。

	4月に入りまして、1日月曜日、人事異動辞令交付式が市役所で開催されます。 同日、社会教育指導員、家庭教育指導員及び学校問題対策指導員の委嘱書交付式が市役所で挙行されます。 5日金曜日、本埜小学校の開校式が同校で挙行されます。これにつきましても、委員の皆様にもご臨席をいただければと思います。 9日火曜日、中学校入学式が市内9校で挙行されます。委員の皆様にも、それぞれ各学校にご臨席をいただければと思います。 同日ですが、第1回市校長会議が中央学校給食センターで開催されます。 10日水曜日、小学校の入学式が市内18校で挙行されます。これにつきましても、委員の皆さんにそれぞれの学校に行っていただければと思っています。 11日木曜日、全国都市教育長協議会平成31年度第1回理事会が東京都であり、出席をしております。 12日金曜日、印旛地区教育委員会連絡協議会第1回定例常任委員会が佐倉市で開催され、出席をしております。それに引き続いて、第1回印旛地区教育長会議が同じ会場で開催されます。 15日月曜日、第1回市教頭会議が中央学校給食センターで開催されます。 16日火曜日、市交通安全対策会議が文化ホールで開催され、出席をしております。 17日になりますが、水曜日、第4回教育委員会定例会が市役所で開催される予定でございます。 以上でございますが、何かご質問ございますでしょうか。
各 委 員 教 育 長	なし それでは、以上で報告を終わります。 これからの議事進行につきましては、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、大野教育長職務代理者をお願いいたします。よろしくお願ひします。
職 務 代 理 者 (報 告 第 1 号) 職 務 代 理 者	それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。 日程第4 報告第1号 平成30年度印西市教育委員会児童・生徒表彰についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 教育総務課長。
教育総務課長	報告第1号 平成30年度印西市教育委員会児童・生徒表彰について。 印西市教育委員会児童・生徒表彰の被表彰者を印西市教育委員会児童・生徒表彰規程第3条第3項の規定により、次のとおり決定したので報告する。

職務代理人
各委員
職務代理人

(議案第1号)
職務代理人

教育部長

平成31年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、児童・生徒表彰についてご報告させていただきます。

今回の表彰は、1月の教育委員会定例会で報告させていただいた以降に表彰が決定した児童・生徒について報告をするものでございます。スポーツ部門で個人1名、学芸部門で個人1名の計2名でございます。その中にあります区分の数字につきましては、本年度の個人表彰の通し番号となっております。

なお、表彰式につきましては、去る3月5日、市役所において実施いたしました。

報告第1号につきましては以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

日程第5 議案第1号 平成31年度印西市の教育施策についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

議案第1号 平成31年度印西市の教育施策について。

平成31年度印西市の教育施策を別紙のとおり定める。

平成31年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明させていただきます。

平成31年度印西市の教育施策につきましては、あらかじめ素案を配付させていただいておりますが、改めて議案として委員の皆様にご審議いただくものでございます。

なお、昨年度の施策から表現や事業内容の変更、また、新たな事業につきましては赤字で表記してございます。

さらに、平成31年度から組織改編によりスポーツ振興課が市長部局に新設の健康子ども部へ移管されますことから、生涯スポーツ、主な施策及び主な取り組みにつきましては網かけしてございます。

表紙をめくっていただきたいと思います、「はじめに」であります。平成31年度は、市の総合計画第2次基本計画との整合性を図り定めた教育大綱につきましても、計画年度4年目となります。

1ページ目には、印西市基本構想、教育大綱、教育振興基本計画及び教育施策との関係について示させていただいております。

5ページをご覧くださいと思います。印西市の教育施策の体系を具体的に示しているものでございます。

教育施策の体系につきましては、平成30年度から33年度を計画期間とした印西市教育振興基本計画に基づき策定しており、教育の基本理念としました「だれもが輝き ともにばたく いんざいの学び」の実現に向け、基本的な3つの方針を掲げております。そして、3つの方針の実現に向け、各分野別に3つの基本目標を柱に、各施策を展開していくものでございます。

なお、平成31年度からの市長部局新設の健康子ども部スポーツ振興課の所掌施策、生涯スポーツの各事業に関しましては、連携・協力していくものでございます。

次に、6ページから8ページをお願いいたします。

学校教育、生涯学習、文化芸術分野の施策を横断的に推進するとともに、また、生涯スポーツに関しましては連携・協力し、学習成果や人材を生かす体制などを設定するリーディング施策を記載してございます。主な取り組み及び事業に関しましては、7ページのとおりでございます。

次に、9ページから19ページにかけましては、平成31年度の各分野別の事業内容を記載してございます。平成31年度におきましても印西市の教育がより充実するよう、各種計画等を踏まえまして、また、平成30年度事業の課題も見据えながら、印西市教育振興基本計画の基本理念の実現に向け、事業を展開してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審査くださいますよう、お願い申し上げます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

鈴木委員。

鈴木委員

こちらは、意見書ということでさせていただいております。私の意見、感想及び要望等になりますけれども、まず初めに、8ページのリーディング施策アクションプランのことなんですけれども、こちらの主な取り組みが昨年度よりもさらに具体的になり、どのように着手するかが見えてきたと思います。

「生涯学習ガイドを充実させます」という文言には大きく期待を寄せるところであります。市内には、年齢・性別にかかわらず、多種多様な特技や知識を持った方々が潜在していると思われれます。そういう市民の掘り起こしをぜひお願いしたいと思っています。

幾つかの課にまたがっているんですが、一気に、一息に私の意見を述べさせていただいてよろしいでしょうか。

職務代理者

はい。

鈴木委員

続けます。

また、「子どもの頃から文化芸術に親しむ機会を増やす」とありますが、市内には無形文化財である神楽や数百年の歴史を持つ建造物も存在いたしますので、その担い手の子どもたちやその地域のみならず、ニュ

	ータウン地区の児童・生徒たちにも親しんでもらえるような企画を、そういった機会を増やしていただきたいと思います。 続きまして、10ページでございます。こちらは⑥の(ア)国際理解教育の推進のところでございますが、現在、市内では英語教育を中心とした外国語活動が展開されていると思います。しかしながら、真の国際理解とは英語圏の国々の人や文化を学ぶことだけではなく、世界中の多種多様な民族・文化・言語について知り、違いを理解し、また享受する姿勢を養うものではないでしょうか。市内にも多くの外国籍の方々は住んでいらっしゃると思います。クラスメートが外国籍の生徒だということも珍しくはない状況にあります。英語以外の言語や、あらゆる国々の文化に触れる機会を是非提供してあげてほしいと要望いたします。 以上です。
職 務 代 理 者	それでは、今、鈴木委員からご意見等々、ご要望も含めてありましたが、これに対して説明等々はございますか。
生涯学習課長	生涯学習課長。 ご意見ありがとうございます。 生涯学習課につきましては、今後の充実のため、人材に関する情報収集に努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いします。
職 務 代 理 者	よろしいですか。
鈴 木 委 員	はい、よろしく願いいたします。
職 務 代 理 者	指導課長。
指 導 課 長	ご意見いただきまして、ありがとうございます。 まず、文化芸術に親しむ機会という点でございますが、現状から申し上げますと、今、小学校社会科では、印西市教育委員会が発行しております副読本の「わたしたちの印西市」を使用して、地域について学ぶとともに、その副読本の中には印西市の文化財関係についての内容も扱っていますので、現地学習なども行っておるところでございます。 また、今後、授業時数との関連もございますので、各部が連携をする教育活動を充実して、この文化芸術、そういう機会を増やしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。 それから、もう一つの国際理解教育の件でございますが、これも現状で申し上げますと、各学校では外国語の授業で、さまざまな国籍を有するALTが自国の伝統文化を紹介する取り組みなどを行っております。また、市の企画政策課の事業ではございますが、市から外国市民などを講師として、希望する学校なんです、そこで母国紹介を通して異文化交流を図っております。ここにつきましても、授業時数の関連の中で、国際理解教育の推進に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いします。
鈴 木 委 員	さらなる努力をよろしく願いいたします。
職 務 代 理 者	よろしいですか。

鈴木委員
職務代理者

はい。

ほかに質疑はありませんか。いいですか。

司会の私から、ご質疑をさせていただきます。

初めの「はじめに」、また、1ページ、5ページ等々に掲げられております新設の健康子ども部がありますが、この事業内容について教えていただきたいこと、また、生涯スポーツとの連携・協力について、どのように進めていくのでしょうか。これが1点でございます。

それから8ページ、リーディング施策アクションですね。この中で、「学校教育において必要な活動を学校と地域・家庭が連携・協力する仕組みを構築し、活動を開始します。」とありますが、構築、活動の方法や内容の具体策等々を教えていただけるとありがたいですね。

それから3点目、12ページになりますが、健やかな体を育む教育の充実ということで、学校保健衛生の充実の中で、予防接種のあり方をどのように伝えていますかというのですね。

それから、もう1点ですが、19ページに文化財の活用、こちらについてですが、市内に現存する天然記念物はどのようなものが存在するでしょうかと。

この4点をお答えいただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長

それでは、まず最初の、新設の健康子ども部の事業内容及び連携・協力体制について、お答えいたします。

基本的には、事業内容、連携・協力体制につきましては、これまでと特に変わることはないと考えております。具体的に申し上げますと、健康子ども部は、子育て支援課、保育課、健康増進課とスポーツ振興課、4課で組織されまして、事業内容につきましては、現行の業務をそれぞれの課において継続して取り組んでいくことを基本としております。よって、健康子ども部スポーツ振興課においては、市民が参加しやすいスポーツ環境の整備と推進体制の充実を図るべく、これまで教育部スポーツ振興課で取り組んできた施設の運営管理や各種事業の開催、普及促進活動などについて継続して取り組んでいくとともに、生涯学習課との連携・調整による出前講座の実施や、各学校との連携・協力によるアスリート教室の開催などについて、継続して取り組んでまいります。

以上です。

職務代理者

ありがとうございます。いかがでしょう。

生涯学習課長。

生涯学習課長

P.8のリーディング施策のアクションプランについてお答えいたします。

方法につきましては、家庭教育学級、地域ぐるみさわやかコミュニティ及び青少年相談員の連帯及び地域活動の充実をすることと考えており

	ます。
	また、文化芸術の推進、継承におきましても、子どもを初めとする次世代の育成が主な取り組みとなっておりますので、市芸術文化協会の協力のもと、学校との連携を図りたいと考えております。
	引き続き、4つ目の市内に現存する天然記念物はどのようなものがあるかについて、お答えします。
	市内に今、4件の天然記念物がございます。国指定天然記念物の木下貝層、県指定天然記念物の将監のオニバス発生地、市指定天然記念物、藤の木、市指定天然記念物、吉高の大桜の4件でございます。
	なお、将監のオニバスにつきましては、昭和57年を最後に確認されなくなっておりますことを申し添えます。
職 務 代 理 者	以上でございます。
	ありがとうございます。
指 導 課 長	指導課長。
	予防接種の件についてお答えいたします。
	予防接種に関することは、12ページの(3)の学校保健衛生の充実のウの健康診断の実施と事後措置の徹底に含まれております。これらのことは、学校保健安全法施行規則に健康診断の事後措置として規定されておりますので、各学校では、学校保健安全法などの法令や国の関係機関の方針に基づいて、その対応をしているところでございます。
	具体的には、各学校においては、保健だよりなどを通して、感染症予防のためには日常生活の手洗いの励行などに加えて、必要な予防接種を受けることは感染症予防や拡大防止の有効な手段となるということなどを、児童・生徒及び保護者に周知しているところでございます。
職 務 代 理 者	以上でございます。
	ありがとうございます。
各 委 員	ほかに質疑はありませんか。
職 務 代 理 者	なし
	これで質疑を終わります。
	議案第1号について採決します。
	お諮りいたします。
	議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	異議なし
職 務 代 理 者	異議なしと認めます。
	したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
(議案第2号)	
職 務 代 理 者	日程第6 議案第2号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。
	提案理由の説明を求めます。
	教育総務課長。

教育総務課長

議案第2号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成31年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、審議資料に基づき説明をさせていただきます。

本改正の要旨及び理由につきましては、平成31年4月1日から、学校における体育に関するものを除いたスポーツに関する事務の管理及び執行を市長部局新設の健康子ども部スポーツ振興課で行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容の詳細につきましては、資料の新旧対照表のとおりでございます。

主だったものとしましては、移管に伴い、教育部スポーツ振興課及び分掌事務を削除するものでございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日とするものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

職務代理者
各 委 員
職務代理者

それでは、質疑はありませんか。

なし

よろしいですか。これで質疑を終わります。

議案第2号について採決します。

お諮りいたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

(議案第3号)

職務代理者

日程第7 議案第3号 印西市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第3号 印西市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について。

印西市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を次のように定める。

平成31年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、審議資料に基づき、説明をさせていただきます。

1、制定の要旨でございますが、平成31年4月1日からスポーツに関する事務の管理及び執行を市長部局新設の健康子ども部スポーツ振興課で

職務代理者
各 委 員
職務代理者

各 委 員
職務代理者

(議案第4号)
職務代理者

指 導 課 長

行うものでありますが、教育委員会の権限に属する事務のうち、学校体育施設の開放に関する事務を引き続き新設するスポーツ振興課で事務を行うため、補助執行に関する規則を制定するものでございます。

2、条文の内容でございます。

趣旨(第1条)、規則の趣旨について規定しております。

補助執行をさせる事務(第2条)、補助執行する事務、職員について規定しております。

補助執行に係る事務処理(第3条)、事務処理について規定しております。

3、施行期日は平成31年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第3号について採決します。

お諮りいたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

議案第4号 印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成31年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。別の議案第4号の審議資料をご覧ください。

改正の要旨と理由につきましては、児童・生徒の増加及び印西市立小学校及び中学校管理規則の一部変更に伴い、給食業務の休業日、学校給食の休止、班及び事務分掌、別表の印旛学校給食センターの所管する学校を改めるものでございます。

中央付近にあります新旧対照表をご覧ください。下線部が改正点となっております。

職務代理者
各 委 員
職務代理者

各 委 員
職務代理者

(議案第5号)
職務代理者

スポーツ振興課長

まず、表の中央付近にあります学校給食の休止等の第7条の部分をご覧ください。ページの4-1から4-2に記載がございますが、旧では、全校休止の場合は学校給食を休止する「10日前」と記載されておりましたが、新では、全校休止の場合に加えて学年休止の場合にも「10給食業務日前」までと改めております。これは、児童・生徒数の増加により、大規模校においては学年数が小規模校の全学級数を上回っている場合がございますので、現在の休止日数では業務に支障が生じてしまうため、変更するものでございます。

また、次の4-2ですが、班及び事務分掌の第14条につきましては、業務班に事務分掌としまして新規に「食物アレルギーに関すること」を加えましたので、管理班と業務班における分掌を一部入れ替えるなどの変更をされております。

続きまして、4-4ページになりますが、別表につきましては、印西市立小学校及び中学校管理規則の一部改正に伴い、印旛学校給食センターの所管する学校について、新規に本埜小学校を加え、宗像小学校、本埜第一小学校、本埜第二小学校を削るものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成31年4月1日からとなっております。

以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第4号について採決します。

お諮りします。

議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 印西市スポーツ推進委員規則の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

スポーツ振興課長。

議案第5号 印西市スポーツ推進委員規則の廃止について。

印西市スポーツ推進委員規則を廃止する規則を次のように制定する。

平成31年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。議案第5号の審議資料をご覧ください。

廃止の理由ですが、平成31年4月1日からスポーツに関する事務の管理

	及び執行を市長部局新設の健康子ども部スポーツ振興課で行うことから、印西市スポーツ推進委員規則を市長部局で新たに制定するため、廃止するものでございます。
	以上です。
職務代理者	これから質疑を行います。質疑はありますか。
各委員	なし
職務代理者	質疑なしと認めます。
	議案第5号について採決します。
	お諮りいたします。
	議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	異議なし
職務代理者	異議なしと認めます。
	したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
(議案第6号)	
職務代理者	日程第10 議案第6号 印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題とします。
	提案理由の説明を求めます。
	教育総務課長。
教育総務課長	議案第6号 印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について。
	印西市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。
	平成31年3月19日提出。
	印西市教育委員会教育長、大木弘。
	それでは、審議資料に基づき説明をさせていただきます。
	本改正の要旨及び理由につきましては、平成31年4月1日から学校における体育に関することを除いたスポーツに関する事務の管理及び執行を市長部局新設の健康子ども部スポーツ振興課で行うため、また、小学校の統廃合及び新規開校があるため、文書記号について改正を行うものでございます。
	改正内容の詳細につきましては、審議資料の新旧対照表のとおりでございます。
	施行期日は平成31年4月1日とするものでございます。
	以上でございます。
職務代理者	これから質疑を行います。質疑はありますか。
各委員	なし
職務代理者	質疑なしと認めます。
	議案第6号について採決します。
	お諮りいたします。
	議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
職 務 代 理 者

異議なし
異議なしと認めます。
したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

(議案第7号)
職 務 代 理 者

日程第11 議案第7号 印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第7号 印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について。

印西市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

平成31年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、審議資料に基づき説明をいたします。

本改正の要旨及び理由につきましては、平成31年4月1日から学校における体育に関することを除いたスポーツに関する事務の管理及び執行を市長部局新設の健康子ども部スポーツ振興課で行うため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、審議資料の新旧対照表のとおりでございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日とするものでございます。

以上でございます。

職 務 代 理 者
各 委 員
職 務 代 理 者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第7号について採決します。

お諮りいたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
職 務 代 理 者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

(議案第8号)
職 務 代 理 者

日程第12 議案第8号 印西市立小学校及び中学校の学校医の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指 導 課 長

議案第8号 印西市立小学校及び中学校の学校医の委嘱について。

印西市立小学校及び中学校の学校医を別紙のとおり委嘱する。

平成31年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

職務代理者
各 委 員
職務代理者

各 委 員
職務代理者

(議案第9号)
職務代理者

指 導 課 長

別紙をご覧ください。ご説明いたします。

これは、平成31年度4月、本埜小学校の開校に伴いまして学校医として委嘱するもの及び平成30年度末をもちまして3小学校、1中学校の学校医でありますお二人の先生がお辞めになることに伴いまして委嘱するものでございます。

委嘱する学校医の先生につきましては、吉田圭志先生、福永遼平先生、浦島崇先生、大久保知美先生、清宮康嗣先生、富井仁美先生でございます。

任期につきましては、平成31年4月1日から平成32年3月31まででございます。

次に、眼科医として、斉藤仁先生でございます。これも同じく、印西市立本埜小学校の開校に伴いまして委嘱するものでございます。任期につきましては、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとなっております。

同じく、耳鼻咽喉科としまして長谷川賢作先生、土屋英明先生をそれぞれ委嘱するものでございます。任期は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとなっております。

以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第8号について採決します。

お諮りいたします。

議案第8号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 印西市立小学校及び中学校の管理校医の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

議案第9号 印西市立小学校及び中学校の管理校医の委嘱について。

印西市立小学校及び中学校の管理校医を次のとおり委嘱する。

平成31年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

ご説明いたします。

これは、本埜小学校の開校に伴いまして学校医として委嘱するもの、及び平成30年度末をもちまして1中学校の学校医の先生がお辞めになることに伴いまして、委嘱するものでございます。

職務代理者 各 委 員 職務代理者	委嘱する先生は、清宮康嗣先生、富井仁美先生でございます。任期は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとなります。 以上でございます。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 なし 質疑なしと認めます。 議案第9号について採決します。 お諮りいたします。 議案第9号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員 職務代理者	異議なし 異議なしと認めます。 したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
(議案第10号) 職務代理者	日程第14 議案第10号 印西市立小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 指導課長。
指 導 課 長	議案第10号 印西市立小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱について。 印西市立小学校及び中学校の学校歯科医を次のとおり委嘱する。 平成31年3月19日提出。 印西市教育委員会教育長、大木弘。 ご説明いたします。 これも同じく、本埜小学校の開校に伴いまして学校医として委嘱するもの及び平成30年度末をもちまして1中学校の先生がお辞めになることに伴いまして、委嘱するものでございます。 委嘱する先生は、鳩貝博先生、それから内田賢先生でございます。任期は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとなります。
職務代理者 各 委 員 職務代理者	以上でございます。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 なし 質疑なしと認めます。 議案第10号について採決します。 お諮りいたします。 議案第10号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員 職務代理者	異議なし 異議なしと認めます。 したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
(議案第11号) 職務代理者	日程第15 議案第11号 印西市立小学校の学校薬剤師の委嘱について

指 導 課 長

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

議案第11号 印西市立小学校の学校薬剤師の委嘱について。

印西市立小学校の学校薬剤師を次のとおり委嘱する。

平成31年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

ご説明いたします。

これも同じく、本塾小学校の開校に伴いまして学校薬剤師として委嘱するもの及び平成30年度をもちましてお辞めになる先生がいらっしゃいますので、それに伴いまして委嘱するものでございます。

委嘱する先生は、五十嵐和子先生、河北訓幸先生、麻生敏先生、山本祐子先生。任期は、平成31年4月1日から平成32年3月31日となっております。

以上でございます。

職 務 代 理 者
各 委 員
職 務 代 理 者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第11号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第11号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
職 務 代 理 者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

(議案第12号)
職 務 代 理 者

日程第16 議案第12号 印西市学校問題対策指導員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指 導 課 長

議案第12号 印西市学校問題対策指導員の委嘱について。

印西市学校問題対策指導員を印西市学校問題対策指導員の設置等に関する規程第3条第1項の規定により次のとおり委嘱する。

平成31年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

ご説明いたします。

印西市学校問題対策指導員として委嘱する方は、元小学校長の川嶋知道さんと小島喜美代さんでございます。お二人とも平成30年度に引き続きお願いをするものでございます。任期は、平成31年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

以上でございます。

職務代理者 各 委 員 職務代理者	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 なし 質疑なしと認めます。 議案第12号について採決します。 お諮りいたします。 議案第12号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員 職務代理者	異議なし 異議なしと認めます。 したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。
(議案第13号) 職務代理者	日程第17 議案第13号 印西市青少年問題協議会委員の任命について を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 生涯学習課長。
生涯学習課長	議案第13号 印西市青少年問題協議会委員の任命について。 印西市青少年問題協議会委員を地方青少年問題協議会法第3条及び印 西市青少年問題協議会条例第3条の規定により、次のとおり任命するよ う市長に申し入れる。 平成31年3月19日提出。 印西市教育委員会教育長、大木弘。 本案につきましては、印西市青少年問題協議会委員の委嘱期間満了に 伴い、新たに委員を委嘱するものです。今回委嘱する方は、関係行政機 関職員として大木弘教育長、木村義人印西警察署長、学識経験者として 佐藤桂子さん、小川君子さんの4名です。任期につきましては、平成31 年4月1日から平成33年3月31日までの2年間です。 説明は以上でございます。
職務代理者 各 委 員 職務代理者	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 なし 質疑なしと認めます。 議案第13号についてを採決します。 お諮りいたします。 議案第13号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員 職務代理者	異議なし 異議なしと認めます。 したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。
(議案第14号) 職務代理者	日程第18 議案第14号 印西市社会教育委員の委嘱についてを議題と します。 提案理由の説明を求めます。 生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第14号 印西市社会教育委員の委嘱について。

印西市社会教育委員を社会教育法第15条第2項並びに印西市社会教育委員条例第3条及び第4条の規定により、次のとおり委嘱する。

平成31年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

本案につきましては、印西市社会教育委員の委嘱期間満了に伴い、新たに委員を委嘱するものです。今回委嘱する方は、恩田典子さん、川村英雄さん、鈴木三枝子さん、三城康熙さん、河村剛光さん、菊地愛子さん、桜井繁光さん、小林靖典さん、小岩幸子さん、松崎比呂美さん、篠原年枝さん、石川久美子さん、平石光則さんの13名です。任期につきましては、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間です。なお、13名全員は継続でございます。

説明は以上でございます。

職務代理者
各 委 員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第14号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第14号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

(議案第15号)
職務代理者

日程第19 議案第15号 印西市社会教育指導員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第15号 印西市社会教育指導員の委嘱について。

印西市社会教育指導員を印西市社会教育指導員の設置等に関する規程第3条第1項の規定により、次のとおり委嘱する。

平成31年3月19日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

本案につきましては、委嘱期間満了に伴い、岩井一民さんを印西市社会教育指導員として平成30年度に引き続き委嘱するものです。委嘱期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間です。なお、岩井さんにつきましては、平成29年度からの継続での委嘱となります。

説明は以上でございます。

職務代理者
各 委 員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

各 委 員
職 務 代 理 者

議案第15号について採決します。
お諮りいたします。
議案第15号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
異議なし
異議なしと認めます。
したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

(議案第16号)
職 務 代 理 者

日程第20 議案第16号 印西市家庭教育指導員の委嘱についてを議題とします。

生涯学習課長

提案理由の説明を求めます。
生涯学習課長。
議案第16号 印西市家庭教育指導員の委嘱について。
印西市家庭教育指導員を印西市家庭教育指導員の設置等に関する規程第3条第1項の規定により、次のとおり委嘱する。
平成31年3月19日提出。
印西市教育委員会教育長、大木弘。
本案につきましては、委嘱期間満了に伴い、小島洋子さんを印西市家庭教育指導員として平成30年度に引き続き委嘱するものです。委嘱期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間です。なお、小島さんにつきましては、平成27年度からの継続での委嘱となります。

職 務 代 理 者
各 委 員
職 務 代 理 者

説明は以上でございます。
これから質疑を行います。質疑はありますか。
なし
質疑なしと認めます。

議案第16号についてを採決します。
お諮りいたします。
議案第16号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
異議なし
異議なしと認めます。
したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

各 委 員
職 務 代 理 者

(議案第17号)
職 務 代 理 者

日程第21 議案第17号 印西市文化財審議会委員の委嘱についてを議題とします。

生涯学習課長

提案理由の説明を求めます。
生涯学習課長。
議案第17号 印西市文化財審議会委員の委嘱について。
印西市文化財審議会委員を印西市文化財保護条例第24条及び第25条の規定により、次のとおり委嘱する。
平成31年3月19日提出。
印西市教育委員会教育長、大木弘。

職務代理者 各 委 員 職務代理者	本案につきましては、印西市文化財審議会委員の委嘱期間満了に伴い、新たに委員を委嘱するものです。今回委嘱する方は、一島正真さん、岡崎浩子さん、滋賀秀實さん、横山謙次さん、酒井弘志さん、高橋克さん、西山純子さん、富田瑞樹さん、石井明子さんの9名です。各委員の専門分野につきましては、備考欄のとおりです。任期につきましては、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間です。なお、石井さんを除く8名は継続の委任でございます。 以上でございます。 これから質疑を行います。質疑はありますか。 なし 質疑なしと認めます。 議案第17号について採決をします。 お諮りいたします。
各 委 員 職務代理者	議案第17号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 異議なし 異議なしと認めます。 したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。
(議案第18号) 職務代理者	日程第22 議案第18号 印西市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題とします。
生涯学習課長	提案理由の説明を求めます。 生涯学習課長。 議案第18号 印西市公民館運営審議会委員の委嘱について。 印西市公民館運営審議会委員を社会教育法第30条並びに印西市立公民館の設置及び管理に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり委嘱する。 平成31年3月19日提出。 印西市教育委員会教育長、大木弘。 本案につきましては、印西市公民館運営審議会委員の委嘱期間満了に伴い、新たに委員を委嘱するものです。今回委嘱する方は、前川弘見さん、渡邊光子さん、加藤秀雄さん、佃正男さん、岡田博さん、倉島明子さん、富井孝文さん、青山光男さん、松本秀樹さん、高城國司さん、常光庸介さん、池田テイ子さん、越村康英さん、大和正明の14名です。任期につきましては、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間です。なお、14番の大和さんは公募による委員です。また、1番から3番、6番から12番の10名の委員につきましては継続の委任でございます。
職務代理者 各 委 員 職務代理者	説明は以上でございます。 これから質疑を行います。質疑はありますか。 なし 質疑なしと認めます。

各 委 員
職 務 代 理 者

議案第18号について採決をします。
お諮りいたします。
議案第18号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
異議なし
異議なしと認めます。
したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

(そ の 他)
職 務 代 理 者

議事日程の順序に変更がありましたので、先に日程第24 その他について、何かありますか。

教育総務課長

教育総務課長。
それでは、議会の報告をさせていただきます。
平成31年第1回市議会定例会に関するご報告をさせていただきます。
まず、組織の改編に伴う条例の制定、それから、公民館、中央駅前地域交流館、文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、それぞれ可決されました。
また、補正予算及び当初予算につきましても同様に可決されております。

職 務 代 理 者
学 務 課 長

なお、一般質問の内容につきましては、お配りしております資料のとおりでございます。こちらをご覧くださいと思います。
議会の報告は以上でございます。
学務課長。
学務課から2点お願いをいたします。
1点目は、平成31年度の入学式・入園式の日程及び出席予定者についてでございます。別紙をご覧ください。
31年度の入学式・入園式ですが、小学校は4月10日水曜日、中学校は4月9日火曜日、幼稚園については4月11日木曜日を予定してございます。そこに記載されておりますお名前を確認いただいて、小学校、中学校に出席をしていただき、告辞をいただきたいと思います。
市長につきましては、小学校は船穂小学校、中学校は本埜中学校に出席する予定です。
何か不都合等がありましたら、学務課までよろしく願いいたします。
2点目でございます。本埜小学校の開校式についてでございます。
平成31年4月5日金曜日、10時30分から11時10分の予定で、新設になります本埜小学校の体育館で開校式を行います。日程等については、そこに書いてあるとおりでございます。
4番目に式次第が書いてありますので、この流れで式を進めまいりたいと思います。委員の皆様には、開式の言葉と閉式の言葉をお願いしたいと思います。

なお、5のその他ですが、本埜小学校までの送迎については事務局で

職務代理者
各 委 員
職務代理者

生涯学習課長

行います。別途ご連絡をいたします。服装ですが、閉校式、開校式につきましては、略礼服でお願いをいたします。

以上でございます。

質疑はありませんか。

なし

ほかに、その他、何かありますか。

生涯学習課長。

生涯学習課からは5件、報告及びお知らせがございます。

初めに、20期青少年相談員の委嘱についてでございますが、青少年相談員委嘱期間が満了となるため、お配りした第20期千葉県青少年相談員候補者推薦調書のとおり、81名を県に推薦いたしました。現在の86名から5名減となっておりますが、これは19期推薦時から1小学校区、旧永治小学校が減少したためでございます。なお、81名の委嘱推薦者のうち41名が新規となっております。

次に、印西市生涯学習まちづくり推進協議会設置要綱の廃止に係る市長への申し入れについてでございますが、お配りした資料の3枚目に記しましたとおり、生涯学習まちづくり推進計画が平成29年度に策定いたしました印西市教育振興基本計画に統合され、当協議会の役割を終了したことから、市長に当設置要綱の廃止を申し入れたものでございます。公示日につきましては、平成31年3月18日となっております。

以上でございます。

続きまして、市指定無形文化財「八幡神社の獅子舞」の公開事業でございます。

お配りした資料のとおり、4月21日の日曜日、正午から中根の八幡神社などで行われます。

市及び教育委員会からの出席につきましては、板倉市長、鈴木委員、大木教育長を予定しております。出席の時間でございますが、正午から午後2時のおおむね2時間と考えております。鈴木委員におかれましては、記載した時刻にお迎えに伺いますので、よろしくお願いいたします。

次に、平成31年度の無形民俗文化財の公開事業でございますが、2枚目になります。お手元の表のとおり予定しております。

なお、出席についてご都合が合わない場合は調整をいたしますので、後ほどお知らせいただければと思います。

また、浦部の神楽につきましては、教育長の公務の関係で、委員お二人の出席としておりますので、あらかじめご了承ください。

最後になりますが、「木下貝層－印西の貝化石図集－」（第5版）の刊行についてでございます。後で配付いたしますこちらの本を刊行いたしましたので、報告いたします。

刊行につきましては4月15日号の「広報いんざい」及び市ホームペー

	ジでお知らせし、有償で頒布する予定でございます。価格については、現行の500円と考えております。 また、二つ折りのパンフレットにつきましては、無償で配布をしたいと考えております。 生涯学習課からは以上でございます。
職務代理者 各委員 職務代理者	質疑はありませんか。 なし よろしいですか。 ほかに、その他、何かありますか。 スポーツ振興課長。
スポーツ振興課長	スポーツ振興課から、体育協会の名称変更について、ご報告をさせていただきます。 平成31年1月19日の印西市体育協会評議員会及び理事会において、印西市体育協会を印西市スポーツ協会に名称を改めることが賛成多数で可決されました。 この名称変更につきましては、日本体育協会が平成30年4月1日より日本スポーツ協会に名称を改めており、これに伴いまして千葉県や印旛郡市体育協会、当市においても名称変更の検討が進められておりました。 当市体育協会では、スポーツ振興課の市長部局への移行に伴う会則の変更が生じること及びスポーツという一つの文化として捉えた普及促進活動に努めるべきとの考え方もありまして、平成31年4月1日より印西市スポーツ協会と名称を改めることとしたものでございます。 なお、添付資料につきましては、印西市スポーツ協会の会則で、赤字が名称変更に伴う修正箇所、青字が組織改革に伴う修正箇所として表記しております。 以上です。
職務代理者 各委員 職務代理者 各委員 職務代理者	質疑はありませんか。 なし ほかに、その他、何かありますか。 なし それでは、その他を終わります。
教 育 長	進行を一度、教育長にお戻しします。よろしくお願いいたします。 事務局から次回の教育委員会の開催日について連絡がありますので、教育総務課長。
教育総務課長	次回の定例会でございますが、4月17日水曜日の午後2時から、この場所で開催を予定しております。よろしくお願いいたします。 以上でございます。
教 育 長 各 委 員 (会議の非公開)	そのほか、よろしいですね。 なし

教 育 長

それでは、これから非公開とした議題の審議を開始します。
先ほどいました傍聴人の方はいないようで。

〔非公開により省略〕

職 務 代 理 者

それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしくお願いします。

教 育 長

ありがとうございました。
それでは、最後に、その他、漏れ等がありましたら。
よろしいですか。

各 委 員

なし

(閉議の宣告)

教 育 長

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

(閉会の宣告)

教 育 長

以上をもちまして、平成31年第3回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(15時14分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年3月19日

教 育 長 大 木 弘

署 名 委 員 寺 田 充 良